

貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部改正について

本年 4 月 30 日に公布した外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 32 号）及び、8 月 11 日付で閣議決定した外国為替令等の一部を改正する政令の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、関係省令につき、以下のとおり改正を行うこととする。

1. 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成 10 年通商産業省令第 8 号）

①法第 25 条第 3 項の行為に係る許可申請様式の新設【第 1 条、第 3 条、様式第 3 の 2】

特定記録媒体等の輸出等につき、経済産業大臣の許可に係る申請様式を新設する。

②経済産業大臣の許可を不要とする取引、行為の追加【第 9 条】

- ・外国為替令（昭和 24 年政令第 260 号以下「令」という。）第 17 条第 2 項に基づき、懸念のない取引に関する技術の持ち出し、及び外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「法」という。）法第 25 条第 1 項の許可を受けた者から技術の提供を受けた者による、技術の持ち出しについて、許可を要しない行為として指定する。
- ・令第 17 条第 5 項の規定に基づく、許可を要しない取引として、法第 25 条第 1 項の許可を受けた者から技術の提供を受けた者が、当該許可申請の際にあらかじめ明示された者に対して行う技術を提供する取引、及び本邦由来ではない技術を提供する取引であって特に懸念がある取引（武器に係る技術の取引、当該技術が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある取引）ではないものを新たに追加する。

③税関長の確認に係る規定の新設【第 12 条】

外為令第 18 条の 2 の規定に基づく、税関長の確認事務につき、事後的に経済産業大臣に通知する事項を規定する。

④その他の改正

- ・法第 25 条第 1 項の改正に伴う技術取引の規定ぶりの修正を行う。【第 9 条、様式第 3、4、11】
- ・条ズレ等に伴う所要の修正を行う。【第 1 条、1 条の 2、2 条、7 条、様式第 6、10】

2. 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定め

る省令（平成 13 年経済産業省令第 249 号）及び仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成 18 年経済産業省令第 102 号）

「核兵器等」の範囲について、外為令や貿易外省令と統一した規定ぶりとするための修正を行う。

3. 外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成 18 年経済産業省令第 101 号）

仲介貿易取引の対象となる範囲が、「貨物の売買に関する取引」から「貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引」に拡大したことに伴う所要の改正を行う。

以上